

# 運 営 規 定

(変更後)

2025 年 1 月 11 日

医療法人耕仁会

指定居宅介護支援事業所セージュ山の手

北海道札幌市西区山の手 3 条 6 丁目 4-6

電話 : 011-633-6500

# 指定居宅介護支援事業所セージュ山の手 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人耕仁会が開設する指定居宅介護支援事業所セージュ山の手（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活ができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように支援を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等と綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立な業務に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所セージュ山の手
- (2) 所在地 札幌市西区山の手3条6丁目4-6

## (組織体制、職員の職種、担当利用者数、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1名 : 主任介護支援専門員  
管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行なう。
- (2) 介護支援専門員 4名以上  
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等の連絡調整など、介護支援サービスの提供を行なう。
- (3) 利用者定員  
介護支援専門員1名に対し、担当利用者数45名未満とする。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし祝日及び12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### **(居宅介護支援の提供方法及び内容)**

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談室を準備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成の為に使用する課題分析方式については「課題分析標準項目方式」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行なうサービス担当者会議を開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行なう。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行なう。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうために必要と認められるサービスの提供を行なう。

### **(費用等)**

第7条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 事業所から片道おおむね	5km 未満	200 円
二 事業所から片道おおむね	5km 以上 10km 未満	400 円
三 事業所から片道おおむね	10km 以上 20km 未満	600 円
四 事業所から片道おおむね	20km 以上	800 円

2 事項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受ける事とする。

3 要介護認定を受けた方は介護保険制度から全額給付される。但し、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、その費用を徴収する。その場合、当事業所からサービス提供証明書を発行する。

### **(通常の事業の実施地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区・中央区・北区・手稲区の区域とする。

### **(衛生管理等)**

第9条 職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所内の整備、備品等衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

(1) 指針の整備

(2) 感染症対策委員会の設置

(3) 研修及び訓練の実施

### **(苦情処理)**

第 10 条 事業所に関する苦情、または居宅介護サービス計画等の相談、苦情がある場合には速やかに対応するために、次の連絡先・担当者を置き、あたらせるものとする。

2 連絡先 電話 6 3 3—6 5 0 0 札幌市西区山の手 3 条 6 丁目 4—6

3 担当者 阿部 直美

### **(個人情報保護)**

第 11 条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 本事業所が得た利用者の個人情報については、事業所の介護サービス提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### **(虐待の防止のための措置に関する事項)**

第 12 条 本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止責任者 管理者 阿部 直美

(2) 虐待防止委員会の開催とその結果について従業者への周知徹底

(3) 虐待防止のための指針の整備

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### **(感染症及び災害発生時)**

第 13 条 感染症や非常災害発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の事業再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 業務継続計画の策定

(2) 研修・訓練の実施

(3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

2 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の連絡を行います。

3 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な連絡を行います。

### **(身体拘束)**

第 14 条 本事業所は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、身体拘束等という）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状

態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

### (その他運営についての留意事項)

第15条 この規程に定める事項の外ほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付則

この規程は 平成12年 4月 1日から施行する。  
この規程は 平成13年 4月 5日から施行する。  
この規程は 平成14年 4月 1日から施行する。  
この規程は 平成18年 4月 1日から施行する。  
この規定は 平成18年 5月 1日から施行する。  
この規程は 平成19年 6月11日から施行する。  
この規程は 平成21年 4月10日から施行する。  
この規程は 平成23年11月 1日から施行する。  
この規程は 平成24年 9月11日から施行する。  
この規程は 平成25年10月 1日から施行する。  
この規程は 平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は 平成26年 8月26日から施行する。  
この規程は 平成26年11月 1日から施行する。  
この規定は 平成27年11月 1日から施行する。  
この規定は 平成28年 7月 1日から施行する。  
この規程は 平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は 平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は 平成31年 4月11日から施行する。  
この規程は 令和 2年 2月 1日から施行する。  
この規程は 令和 3年 4月 1日から施行する。  
この規程は 令和 4年 4月 1日から施行する。  
この規定は 令和 4年 4月11日から施行する。  
この規定は 令和 5年 3月30日から施行する。  
この規定は 令和 6年 4月 1日から施行する。  
この規定は 令和 6年10月 1日から施行する。  
この規定は 令和 7年 1月11日から施行する。

